

一宮市告示第170号

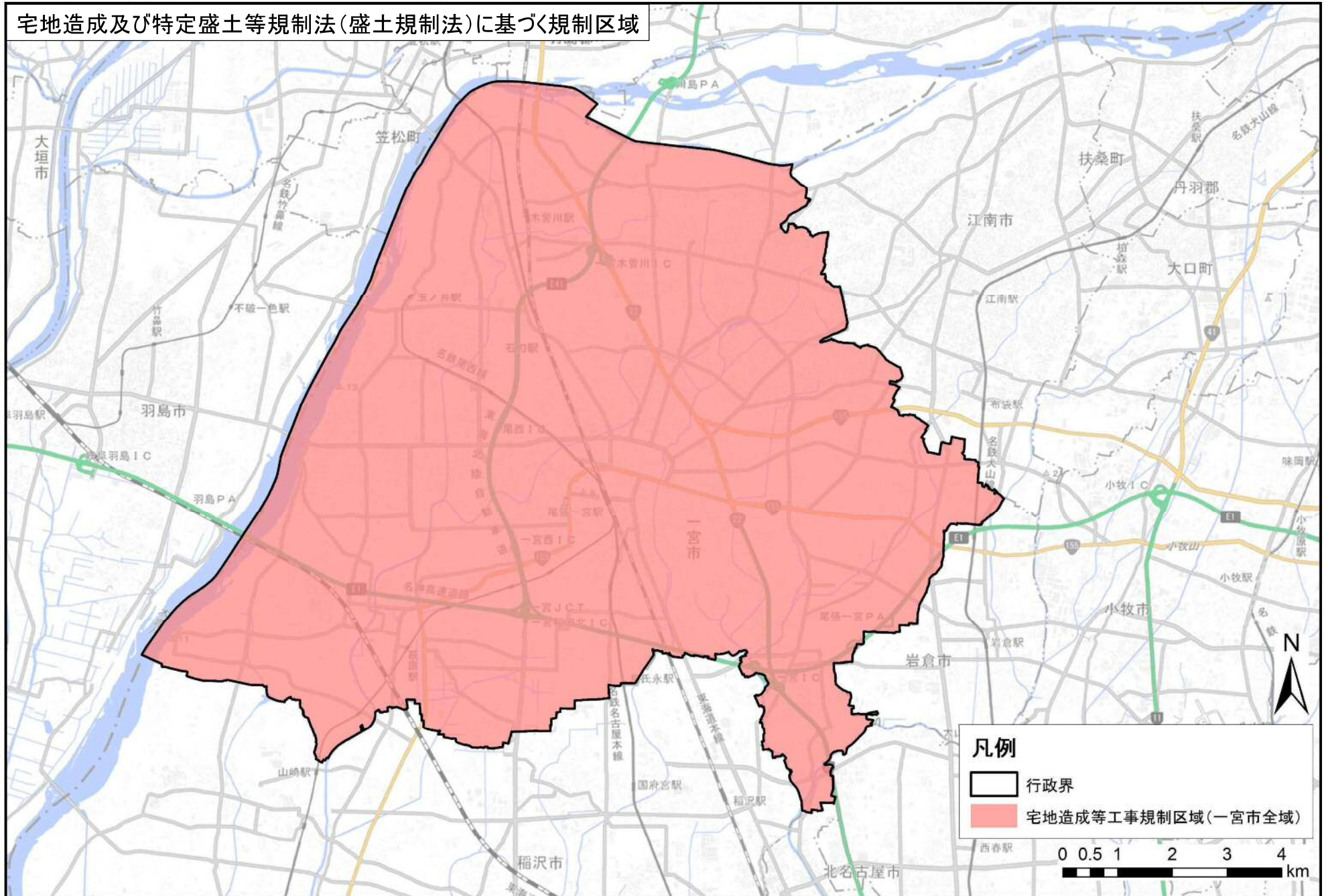
宅地造成及び特定盛土等規制法（昭和36年法律第191号）第10条第1項の規定により、次のとおり宅地造成等工事規制区域を指定するため、同法第10条第4項に基づき告示する。

令和7年4月3日

一宮市長 中野 正康

- 1 指定する土地の区域
一宮市域全域
- 2 指定年月日
2025年5月9日

宅地造成及び特定盛土等規制法(盛土規制法)に基づく規制区域



出典: 地理院タイルに一宮市盛土規制区域の設定に関する情報を追記して掲載
 (測量法に基づく国土地理院長承認(複製)R6JHf457。本製品を複製する場合には、国土地理院の長の承認を得なければならない。)